

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

人事異動	三重県スポーツ推進審議会専門委員の任命について	スポーツ振興室	1 頁
お知らせ	地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立に伴う関係条例 の整備に関する条例	福利・給与室	1 頁
	公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	福利・給与室	2 頁
	三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例	特別支援教育室	2 頁
	東日本大震災に対処するための公立学校職員の勤務時間、休暇等に 関する規則の特例に関する規則の一部を改正する規則	人材政策室	3 頁
	公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与室	3 頁

人 事 異 動

三重県スポーツ推進審議会条例（平成23年三重県条例第35号）第5条の規定により、次のとおり三重県スポーツ推進審議会専門委員を任命しました。

平成23年12月22日

三重県教育委員会

任 命（辞令年月日 平成23年12月22日）

雨 谷 豊 秋
田 中 敏 夫
初 田 一 三
南 田 耕 一

お 知 ら せ

平成23年12月27日付け三重県公報号外に教育委員会関係条例、規則が次のように掲載されました。

（教育委員会関係抜粋）

地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布します。

平成二十三年十二月十七日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第四十九号

地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立に伴う関係条例の整備に関する条例

（略）

（公立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第四条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第四項中「地方公共団体の職員」の下に「特定地方独立行政法人の職員等（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（以下この項において「特定地方独立行政法人」という。）の職員及び県が設立する特定地方独立行政法人の役員をいう。以下同じ。）」を加え、「（昭和三十年三重県条例第十一号）」を削る。

第十六条の二第三項中「地方公共団体の職員」の下に「特定地方独立行政法人の職員等」を加える。

(略)

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十三年十二月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第五十九号

公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(公立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 公立学校職員の退職手当に関する条例(昭和三十年三重県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第五項中「職員が引き続き職員以外の地方公務員となつた場合において、当該地方公共団体の退職手当に関する規定において、その者の職員としての勤続期間を当該地方公共団体の公務員としての勤続期間に通算することと定めていない地方公共団体の公務員を除く。」を削る。

(公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第一条 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年三重県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

附則別表中「以後」を「から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同表に次のように加える。

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	年一・八パーセント
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	年一・九パーセント
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	年二・〇パーセント
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	年二・二パーセント
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	年二・六パーセント
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	年二・九パーセント
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	年三・四パーセント
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	年三・六パーセント
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	年三・九パーセント
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	年四・〇パーセント
平成三十二年四月一日以後	年四・一パーセント

附 則

この条例中第一条の規定は平成二十四年四月一日から、第二条の規定は公布の日から施行する。

三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十三年十二月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第六十号

三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例

三重県立特別支援学校条例(昭和三十九年三重県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表に次のように加える。

三重県立くわな特別支援学校	小学部、中学部 及び高等部	桑名市
---------------	------------------	-----

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において、三重県立特別支援学校西日野にし学園に在学している者で桑名市、桑名郡木曽岬町、いなべ市又は員弁郡東員町の区域内に住所を有するものは、この条例の施行の日三重県立くわな特別支援学校に在学しているものとする。

(準備行為)

3 この条例に基づき設置される学校への入学に係る必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三重県条例第二号)の規定に基づき、東日本大震災に対処するための公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十三年十二月二十七日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司
三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第十二号

東日本大震災に対処するための公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則の一部を改正する規則

東日本大震災に対処するための公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則(平成二十三年 三重県人事委員会規則 第五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の規定に基づき、公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十三年十二月二十七日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司
三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第十三号

公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の住居手当に関する規則(昭和三十九年 三重県人事委員会規則 第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「配偶者(」を「職員の扶養親族である者(条例第十五条第二項に規定する扶養親族で同条第五項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。))が所有する住宅及び職員の配偶者(」に改め、「含む。以下」の下に「この号において」を加え、「(条例第十五条に規定する扶養親族で条例第十五条の三第一項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。))」及び「及び次条第二号に掲げる住宅」を削る。

第三条及び第四条を削る。

第四条の二中「第十五条の三第一項第三号」を「第十五条の三第一項第二号」に改め、同条を第三条とする。

第四条の三中「第十五条の三第一項第三号」を「第十五条の三第一項第二号」に改め、同条を第四条とする。

第五条を次のように改める。

(届出)

第五条 新たに条例第十五条の三第一項の職員である要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、県委員会が人事委員会と協議して定める様式の住居届により、その居住の実情を速やかに県委員会(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもつて足りるものとする。

第六条を削り、第七条を第六条とする。

第八条中「第六条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条を第七条とする。

第九条第一項中「第六条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条を第八条とし、第十条を第九条とし、第十一条を第十条とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十三年三重県条例第四十四号。以下「改正条例」という。）附則第五項の規定の適用を受ける職員の住居手当の支給については、この規則による改正前の公立学校職員の住居手当に関する規則（以下この項において「改正前の規則」という。）第三条、第四条、第六条、第七条及び第九条から第十一条までの規定は、この規則の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の規則第三条中「条例」とあるのは「公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十三年三重県条例第四十四号）附則第五項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例第二条の規定による改正前の条例（以下「改正前の条例」という。）」と、改正前の規則第四条、第六条第一項、第七条第一項、第九条第一項及び第十条中「条例」とあるのは「改正前の条例」とする。

3 改正条例附則第五項の規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 次のいずれかに該当する職員であつて、平成二十四年三月において当該職員でなかつたとしたならば改正条例第二条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号。以下この項において「改正前の条例」という。）第十五条の三第一項第二号の規定により同月に係る住居手当を支給されるもののうち、引き続き同号に該当するもの

イ 無給休職者（地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条第二項第一号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

ロ 停職者（法第二十九条第一項又は第二項の規定により停職にされている職員をいう。）

ハ 専従休職者（法第五十五条の二第一項ただし書の許可を受けている職員をいう。）

ニ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第一条の規定により育児休業をしている職員

ホ 大学院修学休業職員（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしている職員をいう。）

ヘ 長期自己研修職員（職員の分限に関する条例（昭和三十八年三重県条例第三号）第二条第一号の規定により休職にされている職員をいう。）

ト 無給派遣職員（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和三十二年三重県条例第一号）第二条第一項及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年三重県条例第六十六号。次号において「公益的法人等派遣条例」という。）第二条第一号に規定する派遣職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

チ 厚生休暇職員（公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）第十七条第一号に規定する休暇を与えられている職員をいう。）

二 次のいずれかに該当する者から引き続き新たに職員となつた者であつて、平成二十四年三月において職員であつたとしたならば改正前の条例第十五条の三第一項第二号の規定により同月に係る住居手当を支給されるもののうち、引き続き同号に該当するもの

イ 職員の給与に関する条例（昭和三十九年三重県条例第六十七号）の適用を受ける職員

ロ 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年三重県条例第一号）の適用を受ける職員

ハ 県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年三重県条例第二号）の適用を受ける職員

ニ 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十九年三重県条例第六十二号）の適用を受ける職員

ホ 病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十年三重県条例第五十号）の適用を受ける職員

ヘ 三重県教育委員会教育長

ト 特別職に属する県職員

チ 職員から引き続き次に掲げる者となったもの

- (1) 国家公務員又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）の職員
- (2) 他の地方公共団体の職員、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の職員又は県が設立する特定地方独立行政法人の役員
- (3) 公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）第七条第五項第二号に規定する一般地方独立行政法人の職員又は同条例第八条の二第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員
- (4) 特定独立行政法人以外の独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）の職員のうち三重県教育委員会（以下「県委員会」という。）が三重県人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議して定める者
- (5) 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）の職員
- (6) 公益的法人等派遣条例第十二条第一号に規定する退職派遣者

三 職務の遂行上住居の移転をせざるを得ないと県委員会が人事委員会と協議して認める職員であつて、当該移転がなかつたとしたならば改正前の条例第十五条の三第一項第二号の規定により平成二十四年三月に係る住居手当の支給を受けるもののうち、引き続き同号に該当するもの

四 前三号に掲げるもののほか、任用の事情等を考慮して県委員会が人事委員会と協議して定める職員

発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
有限会社第一プリント社